

三月の天候予想  
富崎測候所  
二月五日発表

大陸の高気圧は、ややよく、時々北日本に張り出し、北高型の気圧配置となりましょう。このため天気は曇りやすくなり、気温は並か、やや低いでしょう。ただし、彼岸すぎには急に暖かくなり、降水量は、やや多い見込です。

# 報 廣 山 市 館

編集と発行 館山市秘書課 館山市北条1.145番地の1 電話館山1501~1507番

昭和36年  
2月15日  
第107号  
(毎月1回発行)

1月の人口動態

総人口	57,645人
男	27,504人
女	30,141人
世帯数	12,987世帯
出生	89人
死亡	64人
婚姻	44件
離婚	28件
結婚	35件
離婚	1件
死産	7件

## 国民年金に加入しましたか

### 案外知らない任意加入制度

国民年金には、義務的に加入しなければならない人と本人の希望で入ることが出来る任意加入とがあります。ご承知のように、第一の義務的加入者とは4月1日時点で20才以上55才未満の日本国民で、公的年金(厚生年金保険、船員保険、恩給、共済組合、退職年金)に入っていない人全部です。第二の任意加入者というのは、国民年金制度の対象にはならないけれど、希望であれば加入ができるという人達のためにある制度で、この任意加入者をおまかに分けると、高年齢(満50才から満55才未満)の人と、妻の座にある人達です。そこで今回はこうした人達のために任意加入のことについて詳しく説明してみよう。

### 任意加入とした理由

任意加入者の高年齢の人には、国民年金のかけ金をしなくとも、ゆくゆくは福祉年金がもらえる可能性がありますが、かけ金をしなくとも国民年金は全部税金でまかなわれるので、どうしても年金の額が少なくなる。きついで、所得制限などがある。年金がもらえないので、そこで、これは年金が足りないから、かけ金をしなさい、すこしでも多くの年金を受けようとする方々、年をとって年金が貰えないので困るといふ方のためにできた制度です。この高年齢の人とは、満50才から満55才未満の方ですが、なぜそのような年齢の人にかぎつたかといふと、国民年金は10年間かけ金をして65才から老令年金がもらえるしくみになっています。ですから55才以上の方は65才までかけ金をしても10年間はたりません。しかし50才から54才までの方であれば、ほかの方の60才までかけ金をすればいいのを、64才までかけ金をすれば最低10年間の期間を満たすことができて、そうすれば老令年金を受けられることができます。ですから50才から55才までの方、つまりあなたが明治39年4月1日から明

## 3月15日に発売

### 南房総 公園の記念切手

三月十五日に全国の郵便局から「南房総 公園」の記念切手が「せい」に発売されます。この南房総公園は、富津、鹿野山、鋸山、南房州、清澄山の五つの県立公園を包含した富津津から夷関郡太東町にいたる一九〇〇年の海岸線、昭和

### 未加入者と

#### 福祉年金との関係

昨年十一月から実施されている無拠出制福祉年金(老令、障害、母子)はこの拠出制国民年金が実施される四月までのつなぎとして四月一日以降は拠出制(かけ金をかける)国民年金に加入した人だけ金もかけられない家庭の苦しい人だけに、補助的に支給されることになりました。ですから四月一日から実施される国民年金に加入しない人(任意加入も含む)は自分から年

## 市税の納付通知書は

### 四月から年間令書に改正

市民税や固定資産税の納税令書は、今まで各納期ごとに皆さんのお手許にくばられていましたが、本年四月(昭和36年度)から、これを年一回の令書にして、一期から四期までを一枚の令書の中に別々に印刷して配布することになりました。一括された納税令書によつて四期にわたって納税することには、今までとかわりありませんが、納

## 農地の相談が

### 3月13日図書館で

農耕地が売買されて、宅地などに転用されて行く傾向が年々ふえています。農耕地は農地法で、原知事の許可をうけなければ移動することができませんが、この許可をうけないうちに、あるいは許可されないうちに、転用したりして、転用した方が、みなさんの相談をうけることになりました。

## 工事への第一歩

### (丸山ダム)起工式



水改良事業(丸山ダム建設)は、遂にダム予定地の丸山町大切、御子神、鯉岡の三部落との調印がこのほどとまり、二月五日県知事をはじめ多数の来賓と関係市町村の出席のもとに盛大な起工式が行なわれました。このダム建設は、本年から十年計画で、総工事費五億六千万円で約二百二十万立方メートルの貯水量をもつダムを建設し、ここから大規模な灌漑、サイフォン、暗渠など二十七軒にわたる大幹線を新設して丸山町、三芳村、館山市の千五百四十四ヘクタールの地域にかんがいしようとするものです。

印鑑証明は 本人だけ 委任状を

課税台帳の縦覧 (固定資産) 3月1日~20日まで 固定資産課税台帳の縦覧を3月1日から20日までの間に縦覧することができます。この課税台帳には、昭和36年度固定資産税の課税のものと異なる価格となる価格を調査して登録されていますので、この台帳縦覧期間にぜひご覧下さい。なお、縦覧期間及び異議申立期間が過ぎますと、もしこの価格に異議があつても受理できないことになってしまいます。ですから徴税令書が配達されたら異議を申し立てても、当然受理されませんから、ぜひこの台帳縦覧期間をご利用下さい。台帳縦覧期間 3月1日から3月20日 異議申立期間 3月1日から3月30日 場所 市役所税務第一課

から、いろいろ問題のある方や農地法のことについてお母ねのある方は、次の相談日に気軽にお出掛け下さい。 相談日 日時 三月十三日午前九時から午後三時まで 場所 館山市図書館 なお、参考に農地法の規定によつて、知事の許可をうけて移動したものが県内の相続、売買など一萬四千七十七件で、七萬三千三百一十アル農地の転用 六千四百四十七件で、二萬九百九十九アル小作地の返還 千二百二十件で、九千九百九十九アル

